

パブリックコメント（意見募集）

石狩市税条例の改正について

平成30年4月19日から5月18日まで

石狩市役所 財政部 税務課

1 条例改正の趣旨

中小企業の生産性革命を実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法案が第196回国会に提出されています。同法案の成立を前提に地方税法が改正され、市町村が認定をした中小企業の設備投資について、固定資産税の特例措置が創設されました。これに伴い石狩市税条例の改正を行うものです。

2 条例改正の内容

固定資産税の特例措置について、本市で定める地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の割合を次のように定めます。

(1) 特例措置の割合

生産性革命の実現に向けた中小企業の一定の設備(償却資産)の固定資産税の課税標準額に乗ずる割合を設備取得から3年間、ゼロから2分の1以下の範囲内で市町村が定めることとなっており、本市はゼロとします。

(2) 対象者

中小企業者等(経営革新等支援機関と連携し、策定した先端設備等導入計画の認定(労働生産性平均年3%以上向上、市の導入促進基本計画に合致)を受けた者)

(3) 対象設備

ア 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記のいずれかのもの

減価償却資産の種類【最低取得価格/販売開始時期】

- ・機械・装置 【160万円以上/10年以内】
- ・測定工具及び検査工具 【30万円以上/5年以内】
- ・器具備品 【30万円以上/6年以内】
- ・建物附属設備 【60万円以上/14年以内】

イ 生産、販売活動等の用に直接供される設備を新規取得すること。

3 理由

固定資産税の課税標準額の割合をゼロと定めることにより、税制面からサポートをすることで、中小企業の積極的な設備投資を促進し、併せて市から認定を受けた中小企業が、国から補助金の優先採択や補助率引上げによる重点支援を受けられることとされており、総合的な中小企業の支援として必要な措置であるため

4 特例措置の適用期間

生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までに取得したものに対して、課税対象年度から3年間、固定資産税の課税標準額を軽減します。

5 導入促進基本計画の策定及び市の認定について

国において、生産性向上特別措置法案が成立した場合は、法律に基づき、本市において、導入促進基本計画を別途策定します。事業者は、先端設備等導入計画を策定し、市の計画に合致するか認定を受ける必要があります。

先端設備等導入に係るイメージ

